

平16福情答申第5号
平成16年6月23日

福岡市教育委員会 様
(教職員部教職員第1課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年11月20日付け教教第961号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「H15 西区〇〇小教師の処分に関する全てのうち、「教職員の懲戒処分について(諮問)」」の一部公開決定に対する審査請求

1 審査会の結論

「H15 西区〇〇小教師の処分に関する全てのうち、「教職員の懲戒処分について（諮問）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成15年10月10日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定について、取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 平成15年9月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書を含む特定の文書について公開請求を行った。

イ 平成15年10月10日、実施機関は、本件対象文書については、条例7条第1号及び第5号に該当する部分があるとして、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成15年10月27日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び平成16年5月13日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件教師の処分は、保護者からの訴えにより調査・審議され、停職6月の懲戒処分がなされたものである。

実施機関は、保護者や教師の申立内容及び児童からの聞き取り内容を公開すると、学校・教育委員会と児童・保護者との信頼関係が壊れ、以後様々な情報がもたえなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明するが、申立・聞き取り内容を公開したとしても、そのような支障があるとは思えないため、本件決定は、違法不当である。

イ 実施機関が主張する「プライバシー」の判断基準が非常に曖昧である。

児童側からなされた主張等についてすべて非公開とされれば、懲戒処分に正当

性があるのかどうか全く分からない。

個人情報だからといって何でも非公開にされれば、学校という場所は秘密だらけの場所になってしまう。

処分を受けた教師の氏名も、学校名も、住所や家族構成までも公に出ている。よって、本件処分は非常に不当である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成16年1月30日付け弁明意見書及び平成16年5月13日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件対象文書の性格について

福岡市教育委員会職員の分限及び懲戒に関しては、その公正な運営を図るため、福岡市教育委員会職員分限懲戒審議会（以下「審議会」という。）を置き、教育長の諮問に応じ、懲戒事案であれば処分の種類、程度等について審議を行っているものである。

本件対象文書は、市立小学校教諭が犯した非違行為に関して、教育長が審議会に対し、教職員の懲戒処分について諮問を行った文書であり、審議会における会議資料となるもので、懲戒処分について検討、審議を行うために作成された人事に関する文書である。

イ 「教諭の申し立て」内容の情報について

① 条例第7条第5号該当性の判断について

本件対象文書は、事情聴取において得た情報を基に作成しており、事情聴取の場で、懲戒処分の対象者である教諭が陳述した内容を、「教諭の申し立て」として記載している。

人事上の処分を検討するに当たり行っている事情聴取は、人事上の処分等を行うか否か、行うとすればどのような処分が妥当であるか等を判断するに当たり、必要な情報を得るために行っているものであり、処分等の対象者や関係者から任意に事件の詳細やその心情等の関係情報を得ているところである。

事情聴取は、調査のための強制捜査権限が与えられていない処分庁にとって、情報を得る手段として非常に重要なものとなっており、事情聴取の場においては、処分等の対象者や関係者が、率直に事実関係の説明や、心情等を陳述することができる状況を確保することが必要であることから、その陳述の内容が、公開されることを前提として行っているものではない。

これら事情聴取の内容が公開されることとなると、被処分者本人又は関係者が、自己の陳述内容が公開されることを憂慮し、結果として処分等を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的な情報が適切かつ十分に得られなくなり、公正な処分等を行ううえで支障が生ずることが予想され、ひいては当該又は将来の人事行政の適正な執行、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当するものと判断し、非公開と

したものである。

② 条例第7条第1号該当性の判断について

本件対象文書中に記録されている、教諭の申し立ての内容には、特定の個人が識別される情報等の個人情報が含まれている。

教諭の個人情報については、公務員の情報ではあるが、職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、職務の遂行に係る情報には当たらず、個人の資質、名誉にかかわる当該教職員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人には知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められる情報であるといえることができる。このような情報は、これを公開しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとはいえない。

よって、「教諭の申し立て」部分は、条例第7条第5号に該当するほか、同条第1号にも該当すると判断し、非公開としたものである。

ウ 「保護者の申し立て」及び「児童数人からの聞き取り」内容の情報について

① 条例第7条第5号該当性の判断について

本件対象文書には、処分庁や教職員が児童及び保護者から、直接又は文書で聞き取り、情報提供を受けた内容が、「保護者の申し立て」や「児童の証言」として記録されている。

教職員の非違行為、特に校務執行中、教育活動中の事件に対する懲戒処分の検討に際し、事実関係を正確かつ詳細に把握するにあたって、重要な情報が得られることとなる保護者や児童からの聞き取りの内容は、処分庁、教職員と児童、保護者との信頼関係に基づいて入手した情報であることから、その取扱いについては慎重を期す必要がある。

児童や保護者との信頼関係に基づいて入手した内容が、そのまま公開され、他者の知り得るものとなれば、その信頼関係が著しく損なわれ、今後の公正かつ円滑な人事管理に必要な情報の収集に著しい支障を来すおそれは十分にある。

また、人格形成途上にある児童の発言内容がそのまま記録されている部分は、特に教育上の配慮が必要である。然るに、聞き取りの内容が公開されることにより、教職員に対する児童及び保護者の不信感が学校全体に対する不信感へと発展するおそれもあり、ひいては児童に対する教育上の指導が困難となり、教育目的が達成できなくなるおそれもあると予想される場所である。

以上のとおりであって、保護者の申し立て及び児童からの聞き取り部分については、条例第7条第5号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

② 条例第7条第1号該当性の判断について

本件対象文書中に記録されている、保護者の申し立て及び児童からの聞き取りの内容は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報等の条例第7条第1号に該当し、非公開の取扱いをすべき個人情報が含まれている。

よって、「教諭の申し立て」部分と同様に、「保護者の申し立て」及び「児童数人からの聞き取り内容」部分についても、条例第7条第5号に該当するほか、同条第1号に該当すると判断し、非公開としたものである。

4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 実施機関は、教職員について地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分を行うに当たっては、実施機関の一定の職員で構成する審議会にあらかじめ諮問をし、処分の種類、程度等について審議検討を行うこととしている。

本件対象文書は、特定の小学校の教諭がその担任する児童に対し体罰等を行った事案（以下「本件事案」という。）について、実施機関が平成15年に当該教諭の懲戒処分を行った際に、審議会に諮問をし、審議会で審議検討された文書である。

イ 本件対象文書は、本件事案について事実関係の概要及び懲戒処分の考え方をまとめたものであり、本件事案の関係当事者の特定に関する情報、教諭、保護者、関係する児童らが実施機関の事情聴取に応ずるなどして供述した内容、それら関係者の供述等に基づいて事実関係の有無等について検証した内容、実施機関が事実関係があったものとして結論づけた内容、被害児童の怪我や心身の状況、過去における教諭の職務の状況、学校における研修の取組状況、処分案、処分の量定を判断するに当たっての考慮事項、処分の理由、処分辞令の案等の情報が記載されている。

ウ なお、実施機関は、本件事案について教諭の懲戒処分を行った日に、保護者からの訴え及び学校等の対応の概要、教諭の年齢及び性別、懲戒処分の内容、懲戒処分の理由等について、報道発表している。

実施機関が本件対象文書について一部公開した部分には、実施機関が報道発表した内容のほか、実施機関が事実として認定した事実関係や実施機関が行った調査の経過の概要等が含まれていることが認められるが、以下、実施機関が非公開とした部分について検討を行う。

(2) 条例第7条第5号（行政運営情報）該当性について

ア 条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定し、その例示として、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報等を挙げている。

イ これを本件対象文書についてみると、本件対象文書は、特定の小学校教諭の非違行為について、懲戒処分を行うための検討資料として作成されたものであり、そこに記載されている情報は、第5号に規定する「市の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められる。

ウ そして、実施機関は、本件対象文書のうち、教諭、保護者、児童など関係者が供述した内容を記載した部分並びに懲戒処分の量定判断に当たったの考慮点及び判断内容が分かる部分については、公開すると人事に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため第5号に該当するものとして非公開としている。

エ そこでまず、実施機関が行った事情聴取に応じて教諭が供述した内容を記載した部分について検討する。

通常、実施機関が非違行為等を行った教職員から行う事情聴取は、職務命令として行われるものであり、教職員はこれに応ずる義務があると解されるが、いかなる供述を行うかは実施機関が強要し得るものではなく、教職員に自己に不利なことを含め事実や心情等を率直に述べてもらうためには、供述内容は秘密とすることが前提とされていると考えられ、本件事案においても同様であったものと考えられる。

オ したがって、仮に、かかる事情聴取等の内容を公開するということになれば、今後は、供述内容が公開されることを前提として事情聴取を行わなければならないこととなり、そうなると、当事者が、自己の供述内容が公開されることを憂慮し事実をありのままに述べることに消極的になるなどして、懲戒処分を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的情報が十分に得られなくなるおそれがあるなど、将来の懲戒関係事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

カ 次に、実施機関等の聞き取りに応じて保護者及び児童が供述した内容を記載した部分について検討する。

実施機関が教諭から事情聴取したのと異なり、保護者及び児童は実施機関等の聞き取りに応ずる義務はなく、その意味においては、保護者及び児童は任意に聞き取りに応じ任意に供述したものと認められる

キ しかしながら、保護者及び児童は、自己の供述した内容が公になるものと想定していたとは考えられず、これをみだりに公にすると、実施機関等とこれらの者との間の信頼関係が損なわれ、公正かつ円滑な学校運営や人事管理に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

また、特に、人格形成途上にある児童の発言内容については、教育上の配慮が必要であり、これをみだりに公開すると、児童及び保護者の教職員さらには学校に対する不信感を招来し、ひいては児童に対する教育上の指導が困難になるとの実施機関の主張も首肯し得るところである。

ク 次に、保護者が自ら実施機関等に申立てをした内容を記載した部分について検

討する。

保護者が申し立てをしたのは、実施機関等の事情聴取等に依じてではなく、自発的なものと認められるが、申し立てを行った基礎には保護者と実施機関等との間に一定の信頼関係が存し、それに基づいて申し立てが行われたものと考えられる。

ケ しかるに、それらの内容がみだりに公になり、他者の知り得るところとなれば、上記信頼関係が損なわれることになるとともに、今後同様の事案において、保護者等の関係者が、他者から非難されたり、何らかの不利益を蒙ること等を懸念して然るべき申し立てを行うことを躊躇したり、正確な情報や率直な意見を提供しなくなるのが予想され、ひいては公正かつ円滑な学校運営や人事管理に著しい支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

コ 次に、懲戒処分の量定判断に当たっての考慮点及び判断内容が分かる部分について検討する。

これらは、実施機関が懲戒処分における量定を判断するに当たって、具体的に考慮し着眼した点や判断の考察過程を示すものである。

サ 実施機関が本件懲戒処分を行うに当たって具体的にどのような点を重視し、いかなる事情を有利あるいは不利に斟酌し、どのような考察を経て最終的な量定に至ったかなどの、詳しい量定判断の基準またその過程は、本来すべての個別の懲戒事案毎にそれぞれ微妙に異なるものであるから、これらの情報を公にした場合には、当事者や関係者がそのことを十分に理解せず、少なからざる誤解や混乱を生ずることが予想され、ひいては人事行政の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

シ 以上により、本件対象文書のうち、教諭、保護者、児童など関係者が供述した内容を記載した部分並びに懲戒処分の量定の判断に当たっての考慮点及び判断内容が分かる部分について、実施機関が第5号の規定に基づき非公開とした決定は、妥当である。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

イ まず、本件対象文書に記載されている保護者及び児童に関する情報のうち、氏名等の個人が識別できる可能性のある部分や、心身の状態など個人を識別することはできないとしても高度にプライバシー性が高く当該個人の人格に密接に関わ

る部分については、第1号本文に該当し、かつ同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないものと認められるため、実施機関が決定したように、非公開とするのが妥当である。

ウ 次に、本件対象文書に記載されている教諭に関する情報については、公務員の職務の遂行に関連するものではあるものの、当該教諭の身分上の処遇に関するものであり、個人としての名誉、資質等に関わる当該教諭固有の情報であって、職務の遂行の内容そのものに関する情報ではないと認められることから、第1号ただし書のウに掲げる情報には該当しないものと解すべきである。

エ したがって、本件対象文書に記載されている教諭に関する情報のうち、氏名等の当該教諭個人が識別できる可能性のある部分や当該教諭に関する根拠のない噂の内容など当該教諭個人を識別することはできないが公にすることによりなおその権利利益を害するおそれがある部分については、実施機関が報道発表した内容を除いては、第1号本文に該当し、かつ同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が決定したように、非公開とするのが妥当である。

なお、審査請求人は、教諭の氏名や学校名等については、既に公知のものとなっていると主張するが、実施機関はそのような事実はないと主張しており、個人情報非公開情報の中でも特にその取扱いについて配慮すべきものである（条例第3条）ことに鑑みると、公開すべきではないと考えられる。

オ 以上のほか、実施機関は、保護者、児童及び教諭が供述した内容を記載した部分も、第1号に該当するものと主張しているが、これらの部分については、(2)で述べたとおり、第5号に基づき非公開とすることが妥当と認められることから、第1号の該当性については、当審査会において重ねて判断しないものとする。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年11月20日	実施機関からの諮問
平成16年1月30日	実施機関が弁明意見書を提出
平成16年5月13日(部会)	審査請求人及び実施機関からの口頭意見聴取並びに審議

6 答申に関与した委員

吉野正，臼杵昭子，多田利隆，福山道義